


一般廃棄物処理業許可証

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区横大路芝生 29番地2	許可年月日 令和6年4月1日	許可番号 一廃第28号	1 許可条件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。)、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (以下「条例」という。)、その他関係法令を遵守すること。 (2) IDタグカードを使用して本市クリーンセンターに搬入する車両を用いて京都市域外の廃棄物及び産業廃棄物を収集運搬しないこと。 (3) 搬入先は、下記2のとおりとする。 (4) ③は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第3項に規定されているものであり、同条第4項に定める事業者から排出されたものに限る。 (5) その他市長の指示に従うこと。 2 搬入先 ①ア 家庭から排出されるプラスチック使用製品 本市資源化施設。搬入時間帯及び搬入台数については、別に通知する。 イ ア以外のごみ 本市クリーンセンター。搬入時間帯及び搬入台数については、許可証別紙のとおりとする。 ② 木材開発株式会社 京都工場 京都市伏見区横大路千両松町45-1-2 ③ア 株式会社エム・シー・エス 三重県伊賀市島ヶ原8801番地の8 イ 株式会社大栄工業 三谷工場 三重県伊賀市真泥字東山5024-2、5024-3、5024-4、5024-5 3 許可の取消し又は業務の停止 法、条例、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は許可条件に違反する行為をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。 業務の停止の間、市は他の業者に当該業務を代行させることがある。この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名) エイジェック株式会社 代表取締役 福山 雅哉	京都市長 松井 孝		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。			
取扱廃棄物の種類 ①ごみ (特別管理一般廃棄物を除く。) ②木くず ③食品廃棄物			
作業区分 収 集 ・ 運 搬 (積替保管を含まない。)			
許可の有効期限 令和8年3月31日			
許可の変更の状況 令和6年4月23日 変更届 (法人の代表者等) 令和7年9月25日 変更届 (法人の名称)			

許可証別紙（令和6年度及び令和7年度分）

令和7年9月25日変更

許可番号	一廃第28号
許可業者名	エイジェック株式会社

		令和6年度及び令和7年度搬入先クリーンセンター、搬入時間帯及び搬入台数					
		北部クリーンセンター		南部クリーンセンター		東北部クリーンセンター	
		昼	夜	昼	夜	昼	夜
車両番号	1		1		1		
	3	1		1	1		
	4	1		1		1	
	6	1		1		1	

＜注意事項＞

- 1 本紙は許可証と一緒に大切に保管すること。
- 2 搬入先クリーンセンター、搬入時間帯及び搬入台数は、本紙及び作業計画書の内容を厳守すること（やむを得ない事情があるときは事前に廃棄物指導課へ連絡すること。）。
- 3 搬入変更の指示は厳守すること。
- 4 クリーンセンターへ向かう際は、本市の指定経路を通行し、スピードの出し過ぎや騒音など近隣住民が危険、迷惑となる行為を行わないこと。